

# SMBC News Letter

## *“Climate Change & Carbon Finance”*

---

三井住友銀行ニュースレター  
「気候変動と排出権取引」

**Vol.7**  
September 2008



**SMBC** SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION

[www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html)

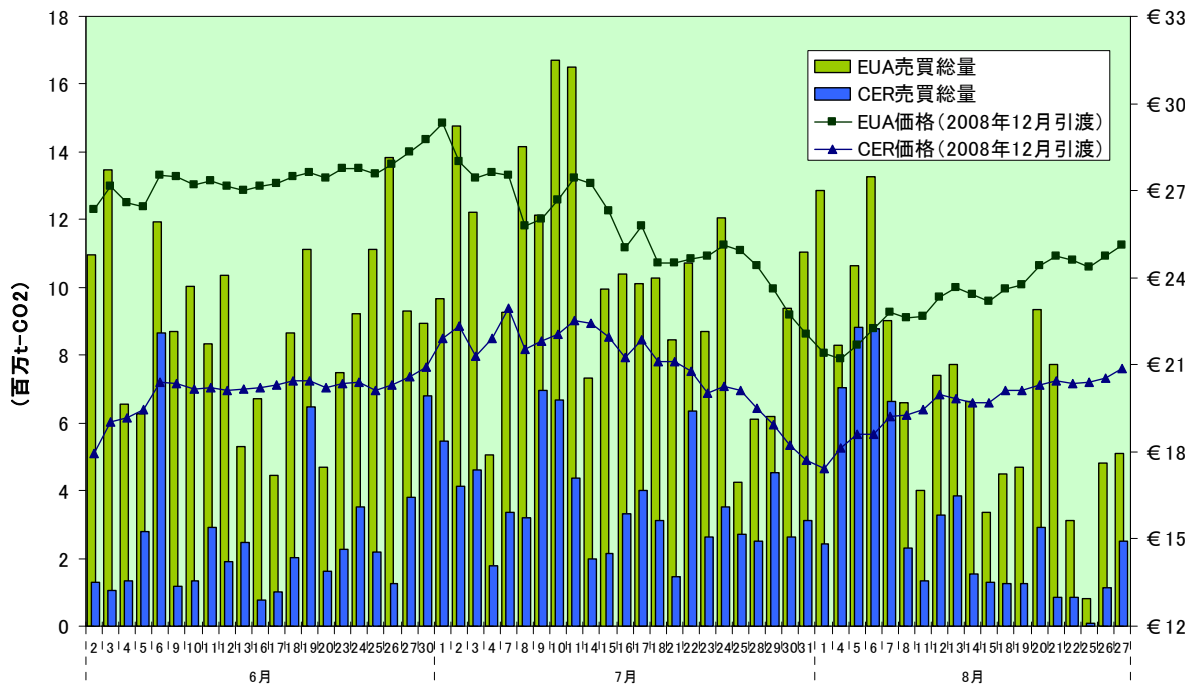
# 三井住友銀行ニュースレター 「気候変動と排出権取引」

SMBC News Letter “Climate Change & Carbon Finance”

## Contents

1. 排出権価格情報 p3
2. News & Topic p4
3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～ p5  
「カタログのカーボンオフセットの取り組み」について
4. 寄稿② ～JRI’ s EYE～ p6  
排出権を最も購入する国・地域はどこか  
< Information > p7

## 1. 排出権価格情報



\*EUA 価格(2008年12月引渡)とは、2008年中にEUAが各企業へ配分され、年末に現物の企業間移動が為されるEUAの価格である。 出典：ECX公表データからJRI作成

\*CER 価格(2008年12月引渡)とは、2008年末に現物の企業間移動が為されるCERの価格である。

2008年8月のEUにおけるEUA価格は、21.2ユーロから25.1ユーロの間で推移した。先月の下落傾向から一転し、8月に入ってEUA価格は上昇となった。CER価格も、18.1ユーロから20.9ユーロの間で推移し、EUA価格同様、上昇傾向が見られた。

前半は、先月のEUA・CER価格の下落により、両クレジットに値ごろ感が出てきたため、金融機関などが買いに転じたことが、価格上昇の一因となった。また、欧州で複数のガス田が定期修理により停止したことに加えて、グルジアとロシアの武力衝突により、グルジア経由のガス・パイプラインの供給が停止され、天然ガス価格が上昇したことも排出権価格を持ち上げる要因となった。後半に入ってから、天然ガス価格はさらに上昇し、電力業界からの排出権への需要が強まった。また、石炭価格も上昇したことにより、各国の電力価格が急騰。製造業者が自家発電設備の利用を増やすため、排出権を市場から買い戻す動きを強めた。

注：排出権価格は、EU-ETSのみで利用できるEUAとEU-ETSおよび日本を含む京都議定書の目標達成に利用できるCERがあります。日本で売買されている排出権の大半がCERです。データを利用している排出権取引市場のECXにおいて、2008/3/14よりCERの取り扱いを開始した事から、2008年4月号よりCER価格とそのCER価格に影響を与えるEUA価格をご紹介します。

## 2. News & Topic

### ① ポスト京都で国連部会、大筋合意し閉幕へ (2008/8/28)

2013 年以降の温暖化ガス排出削減の国際的枠組み（ポスト京都議定書）を話し合っていた国連作業部会は 27 日、新議定書制定に向けた今後の検討課題を絞り込んだ文書に大筋合意し、閉幕した。この検討項目をもとに、12 月から新議定書のルールづくりが本格化し 2009 年末の交渉決着を目指す。

今後の交渉では、クリーン開発メカニズム（CDM）の改正が検討課題となる。CDM として原発新設や二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の地中貯留事業を認めるかどうかを優先的に話し合うことが決まった。

一方、削減目標数値についての実質的な交渉は米新政権の確立を待ち、来年春以降に先送りされることとなった。排出削減についての当面の交渉は具体的な数値に踏み込まず、産業・分野別に排出削減を進める「セクター別アプローチ」の導入や、経済が比較的発展した途上国の扱いなど、目標設定のための方法論を検討課題としている。

### ② 経済産業省が中小企業へ国内 CDM 支援策 (2008/8/25)

経済産業省は 2009 年度に、温室効果ガスの国内排出量取引制度に用いられる国内クレジット（国内 CDM）が発行されやすい環境を整える。国内 CDM 事業に参画する中小企業に対して、どのような機器類を導入すればどれだけ排出量を削減できるかといった診断サービスを無償で提供する。同時に制度申請の書類作成支援も行うほか、中小企業を対象とした国内 CDM 制度の啓発セミナーも開催する。支援策を充実させ、中小企業側が国内 CDM 事業へ参画する機運を高めることを目指す。

経産省は、中小企業向け支援策の運営を中小企業基盤機構に委託する予定。同機構が企業や商工会議所といった民間から国内 CDM の支援策を募り、2009 年度中に地域や業種別の支援策として公募する方針である。

### ③ 英、排出量取引市場新設し、自治体・学校に参加義務 (2008/8/15)

英国が温暖化ガス削減の取り組みを強化する。地方自治体や大学、小売サービス業がガス排出削減を競う排出量取引市場を 2010 年に新設する。自治体枠に学校を加え、各校に排出量報告を義務付ける。主要国では初めて自治体や大学に排出量取引を義務付ける。エネルギー供給者だけでなく消費側にも省エネを徹底することを目指している。

今年 10 月から不動産の売買・貸借時に、建物のエネルギー効率を格付けし基準を満たすことを示す省エネ証明書の取得を義務付ける。

英政府は新設する排出量取引で 2020 年までに毎年 400 万トン分の CO<sub>2</sub> を削減する計画を立てている。2010 年から 3 年間は試行期間とし、排出枠を超えた事業者は CO<sub>2</sub> 1 トン当たり 12 ポンドを払って政府から排出枠を購入するよう義務付けられる。2013 年以降は枠を下回った事業者が超過企業に排出枠を売却する仕組みに切り替える予定。

### 3. 寄稿① ～温暖化対策の現場から～

#### 「カタログのカーボンオフセットの取り組み」について

株式会社 カウネット

コクヨグループのオフィス用品の通信販売会社である株式会社カウネットは、紙のカタログとインターネットを媒体とし、文具・事務用品、OA用品、オフィス家具からお茶やティッシュなどの生活用品にいたるまで、オフィスで使うあらゆるものを 53,800 品番にわたって取り扱っています。

今回、年2回発刊する「カウネットカタログ」および「カウネット家具カタログ」において、印刷から製本、配送までの工程で排出されるCO<sub>2</sub>を、三井住友銀行を通じて購入する排出権とオフセット（相殺）する取り組みを始めました。これは業界初の取り組みです。購入したCO<sub>2</sub>排出権 1,200 トンは日本政府に無償譲渡し、京都議定書で定められた日本の温室効果削減目標である「6%削減」に貢献します。

今回の取り組みは、弊社にとって「売り場」であり、なくてはならないカタログの制作過程での環境負荷を少しでも軽減することに加え、お客様のCO<sub>2</sub>削減への関心を高めることを狙いとしています。

弊社は、2001年1月の事業開始以来、環境への取り組みに注力しており、商品の環境情報の提供を通じてお客様のグリーン購入拡大に努めてきたほか、カタログや配送用段ボールの無料回収や、梱包材の削減など「考えるエコから行動するエコへ」をテーマに幅広い取り組みを行っています。本年8月に発刊した第16号カタログでは「オフィスにダイエット経費・CO<sub>2</sub>・健康」をテーマに掲げ、「CO<sub>2</sub>削減」を一つの柱としており、その中で「グリーン電力証書付きコピー用紙(\*)」なども新たに販売します。今後も自社の環境活動を強化するとともに、お客様への啓蒙活動にも広く取り組んでいきます。

(\*)A4サイズのコピー用紙1箱(5,000枚)をコピーする際のコピー機消費電力を算出し、相当分のグリーン電力証書を1箱ごとに付けたもの。この商品を購入されたお客様は、1箱あたり約1.9kgのCO<sub>2</sub>削減活動に間接的に参加したことになります。



カウネット第16号カタログ(左)、カウネット第4号家具カタログ(右)

#### 4. 寄稿② ～JRI's EYE～

**排出権を最も購入する国・地域はどこか 日本総合研究所 主任研究員 三木優**

最近、一般のビジネス誌などに排出権が取り上げられる事が増えており、「排出権を最も購入するのは日本」と書かれている記事が散見される。この様な記事は、欧州が、自ら EU-ETS を導入して、義務的排出権取引制度を実施すると同時に、それを世界的に広めようとしていることが背景にあると考えられる。仮に日本でも義務的排出権取引制度が導入された場合に、大量の排出権が必要となり、その大半を先行して排出権取引を行っている欧州の企業から買わなければならない、と言う思いこみがあると思われる。今回は、排出権需要の推計をご紹介します、本当に排出権を必要としている国・地域はどこかを解説する。

京都議定書の目標達成のために必要となる排出権量は、世界銀行が推計をしており、最新の推計では、世界全体で 24 億 3,500 万 t-CO<sub>2</sub> となっている。

表 世界銀行による排出権需要推計

国・企業		需要量(百万t-CO <sub>2</sub> )	国・企業		需要量(百万t-CO <sub>2</sub> )
EU		1,940	豪州		0
	政府 (EU-15)	540	合計		2,435
	企業 (EU-ETS)	1,400		政府	660
	Questionable P&Ms	(200)		企業	1,775
日本		450	Additional demand	(420)	
	政府	100			
	企業	350			
	Additional demand	(200)			
他欧州+NZ		45			
	政府	20			
	企業	25			
	Additional demand	(20)			

出典：State and Trends of the Carbon Market  
2008 2008年3月 世界銀行

上記の表は、EU・日本・他欧州+NZ(ニュージーランド)・豪州の 4 地域について 2008～2012 年の 5 年間にどの程度の排出権が必要となるかを示している。この 4 地域では、EU が 19 億 4,000 万 t-CO<sub>2</sub> を必要としており、全体の 79.7%となっている。次いで日本が 4 億 5,000 万トンとなっており、18.5%となっている。EU 全体と日本の温室効果ガス排出量目標は、それぞれ 39 億 3,650 万 t-CO<sub>2</sub>/年と 11 億 8,570 万 t-CO<sub>2</sub>/年となっており、温室効果ガス排出量目標の差(3.3 倍)と必要としている排出権量の差(4.3 倍)を比較すると、必要としている排出権量の差が大きくなっている。これは、EU-ETS により、EU 企業が大量の排出権を必要としている事が影響しており、電力会社のように EUA(EU-ETS の排出権)の配分が政策的に少ない業種の企業の需要が大きくなっている。

確かに、日本は大量の排出権を購入しているが、EU においても同様に大量の排出権を購入しており、日本だけが負担をしているのではない。また、これらの排出権購入代金は、途上国における持続可能な発展にも寄与しており、民間ベースの途上国支援となっている。

## < Information >

2008年3月に第1号のニュースレター「気候変動と排出権取引」の発行を開始してから本稿で第7号、ちょうど半年を迎えることとなりました。過去を振り返るのはまだ早いかもしれませんが、地球温暖化の世界の流れは速く、半年前といっても遠い過去のように思えます。半年前とこの5年間の9月に報道されたニュースを見返してみました。主要なものをまとめると、次のようになりました。

### 【2008年3月（半年前）】

首相官邸や環境省、経済産業省において国内排出量取引について検討が開始されました。

### 【2007年9月（1年前）】

エネルギー安全保障と気候変動に関する主要国会合において、京都議定書から離脱した米国が「ポスト京都」については国連の交渉に戻る姿勢を表明しました。

### 【2006年9月（2年前）】

日本経団連がまとめた会員向けアンケート調査で、前年から始まったクールビズの実施企業が93.4%に達したことが明らかになりました。

### 【2005年9月（3年前）】

国内33社が出資する日本温暖化ガス削減基金（JGRF）は、南アフリカのCDMプロジェクトの排出権購入契約を締結し、初の排出権を取得しました。

### 【2004年9月（4年前）】

ロシア政府が京都議定書の批准案を下院に提出することを閣議決定し、京都議定書の発効が確実になりました。

### 【2003年9月（5年前）】

経済産業省は海外で取得した排出権を企業会計上の資産として処理できるとの見解をまとめ、委員会に提案しました。

こうして振り返ってみると、半年前、1年前、2年前には想像もできなかったことが、今では当たり前のことになっています。今は想像することすらできないことが、半年後、1年後、2年後には当たり前になっているのかもしれませんが、そうならないと、地球温暖化を回避することはできないのかもしれません。

三井住友銀行はこのニュースレターを通じて、読者の皆様に気候変動と排出権取引の「今」をお伝えしてゆきます。さらに、「今」をお伝えするだけにとどまらず、読者の皆様とともに「想像できない未来を創造していく」、そんなお手伝いができればと考えております。

（了）

[www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html)

このニュースレターは具体的な商品を説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証の無いリスク性商品の購入や、ご売却、保有にあたっては、手数料等をいただきます。

リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むなどのリスクがあります。

リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。詳しくは、店頭の商品の説明書等を必ずご覧ください。